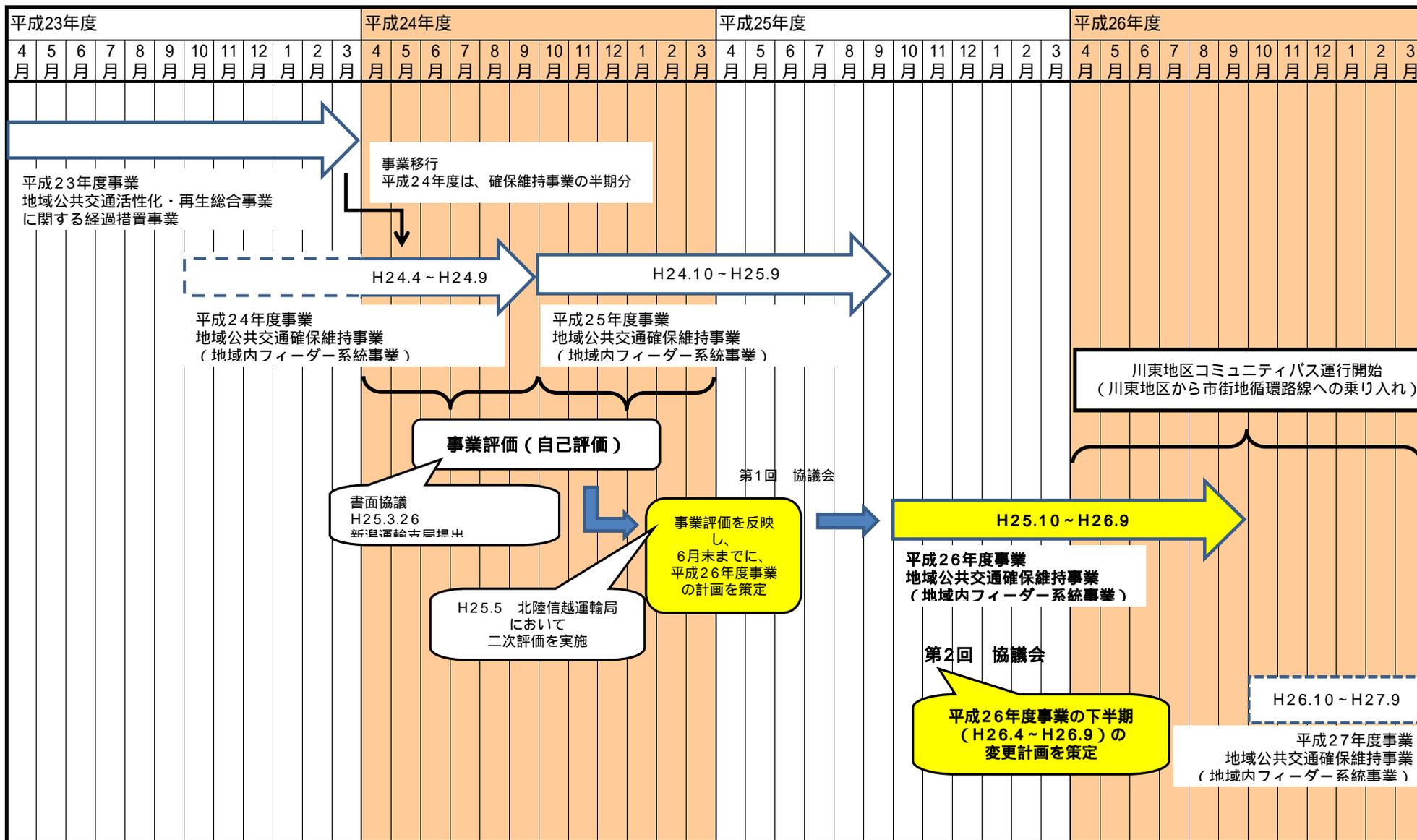


地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統事業)のスケジュールについて

【第4号議】



【第4号議案】

生活交通ネットワーク計画（案）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

平成25年 月 日
新発田市地域公共交通活性化協議会
会長 下妻 勇

生活交通ネットワーク計画の名称
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>新発田市は、人口10万人超の県北の中核都市であり周辺市町村からの流動も多い。市域は市街地のある本庁地区を中心として各地区が広がっており、本庁地区には公共施設や医療施設、商業施設、高校などの拠点施設が集中している。</p> <p>市のバス交通は、近隣市町を結ぶ広域系統、市街地から放射状に各地区を結ぶ従来の系統に加え、菅谷・加治地区と市街地を結ぶコミュニティバス、月岡温泉と市街地を結ぶ観光イベントバス、及び、市街地循環バスが運行されている。</p> <p>この全てのバス路線は、JR新発田駅で結節しており、近隣市町や各地区から市街地へのアクセスに利用されている。</p> <p>このうち市街地循環バスは、JR新発田駅・西新発田駅の周辺整備、県立新発田病院の移転などの「まち」の変化や、市街地の交通空白地帯の解消と、高齢者や学生などの交通弱者の利便性向上を目的として、平成18年11月から毎年度運行ルート等の見直しを進めながら、平成24年3月まで実証実験運行を実施した。</p> <p>また、継続できる運行となるよう、行政負担の軽減を図るため、地域公共交通活性化・再生総合事業を活用してきたところである。</p> <p>その結果、高齢者、障がい者、高校生のみならず、移動手段を持たない市民の足として定着し、平成24年4月から「あやめバス」として本格運行を開始した。</p> <p>あやめバスは、鉄道や地域間幹線系統をはじめとする路線バスとJR新発田駅で結節しており、周辺市町や各地区からの来訪者が、駅から市街地の各地へ移動するため、また、市街地住民の大切な交通手段となっていることから、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<ul style="list-style-type: none">・年間利用者数10万人以上 （4月～9月の半期目標4.5万人、10月～3月の半期目標5.5万人）・年間収支率30%以上 （4月～9月の半期目標26%、10月～3月の半期目標34%）
(2) 事業の効果
<p>あやめバスの運行により、次の効果や関連する取組みが期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none">・合併町村を含む各地区から市街地の各施設への移動利便性向上・中心市街地の公共交通空白地域の改善・自動車の運転のできない高齢者、学生などの交通弱者の移動手段の確保・中心市街地の活性化・車椅子対応の低床車両、位置情報提供システムの導入による利用環境の改善

3 . 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

運行予定者名：新潟交通観光バス株式会社

運行系統名等は、地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱「表1」のとおり

(1) 予定している時刻表・運行予定期間

時刻表：別紙1のとおり

運行予定期間：平成25年10月1日～

(2) 運行事業者決定の経緯

当該事業者は長年に渡り、地域住民の身近な交通手段として親しまれ、信頼がある。当該事業者が引き続きバス運行を担うことで、地元住民に安心かつ安全なサービスを提供できるものと期待できる。

当該事業者は、平成18年11月から平成24年3月までの市街地循環バス実証実験運行、及び、平成24年4月からのあやめバス運行の実績があり、この間、重大な事故等もなく適切な運行であった。

また、当市に営業所があり、地域事情に精通しているため、不測の事態にも迅速に対応でき、安全で円滑な運行が滞りなくできるものと期待できる。

市内の路線バス網及び法令・制度に関して熟知していること

今後、地域住民と共に、各地区の公共交通の見直しを進める際に関連して、あやめバスの見直し等を行うことが考えられ、また、運行を維持するためには、社会情勢や利用者ニーズにマッチした運行が必要である。

当該事業者は、当市のバス交通網を担い、熟知していることから、他路線との競合調整や地域間幹線系統との円滑な接続また、将来的な路線延伸などの企画提案ができ、より効果的で安定した運行の維持及び発展が可能であるものと期待できる。

(3) 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明（要綱別表6のハ）

あやめバスは、バス事業者と協議し他のバス路線との競合に配慮しているとともに、新発田駅を主な交通結節点として、地域間幹線系統をはじめ他の交通機関との乗り継ぎ等、効果的運行の措置を講じており、既存交通と一体となって地域全体の交通ネットワークの一部を形成するものとして整合性が図られている。

4 . 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」のとおり

5 . 別表4の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】

6 . 別表4の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】

7 . 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり

8 . 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】

9 . 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
(2) 事業の効果	
10 . 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
11 . 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月27日 大まかな計画全般について協議し、合意を得られた。 ・平成24年2月14日 市街地循環バスの本格運行及び運行事業者について協議し、合意を得られた。 ・平成24年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議し、合意を得られた。平成24年度及び平成25年度地域内フィーダー系統確保維持計画について合意を得られた。 ・平成25年5月31日 事業内容、費用負担、計画全体について協議。(合意については、承認後に追記としたい。) 	
12 . 利用者等の意見の反映	
<p>協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、新発田市自治会連合会、地域住民で組織するNPO法人七葉の代表が参加しており、協議会での議論を反映して計画を策定した。</p> <p>また、平成25年1月から事務局職員が定期的にあやめバスに乘車し、利用実態調査や利用者の聞き取り調査を行っている。これらニーズ等のデータを集積し、今後の見直しに活用したいと考えている。</p>	
13 . 協議会メンバーの構成員	
関係県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市	新発田市
交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)新発田営業所、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道(株)新潟支社、新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会新発田支部、新発田商工会議所、NPO法人七葉、新発田市自治会連合会

本計画に係る添付資料は、別途配布を予定しています。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住所) 新潟県新発田市中心4 - 10 - 4

(所属) 新発田市市民まちづくり支援課

(氏名) 溝口 茂伸

(電話) 0254 - 22 - 3101 内線 1434

(e-mail) machizukuri@city.shibata.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,927.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,348.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,275			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,918.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,339.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,258			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,940.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,354.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,294			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,927.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,348.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,275			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,918.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,339.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,258			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,940.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,354.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,294			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,927.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,348.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,275			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,918.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,339.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,258			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

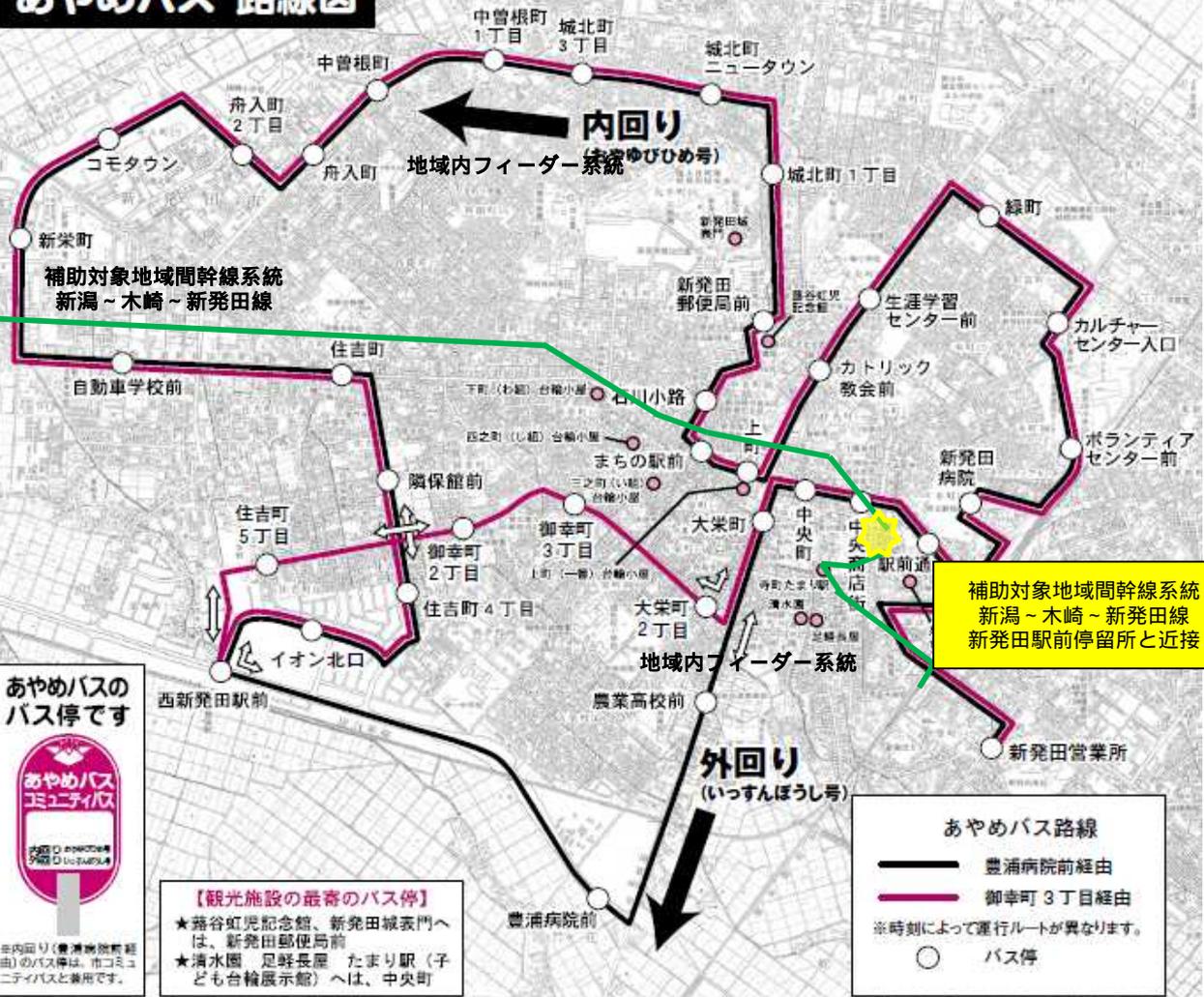
表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線/地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する国庫補助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準Iで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準IIで該当する要件
新潟県 (新発田市)	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (大栄町2丁目経由)	地域内フィーダー	5,940.5		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
	新潟交通観光バス株式会社	あやめバス (豊浦病院前経由)	地域内フィーダー	3,354.0		地域間幹線系統(新潟～木崎～新発田線)新発田駅前停留所と近接	
合 計				9,294			

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

あやめバス 路線図



あやめバスのバス停です

あやめバス
コミュニティバス

市内内回り(豊浦病院前経由)のバス停は、市コミュニティバスと兼用です。

【観光施設の最寄りのバス停】

★ 落谷虹児記念館、新発田城表門へは、新発田郵便局前
★ 清水園 足軽長屋 たまり駅(子ども台輪展示館)へは、中央町

あやめバス路線

- 豊浦病院前経由
- 御幸町3丁目経由

※時刻によって運行ルートが異なります。

○ バス停

運行日	行き先	新発田営業所	新発田駅前	中央商店街	中央町	大栄町	大栄町2丁目	御幸町3丁目	御幸町2丁目	住吉町5丁目	住吉町4丁目	住吉町3丁目	住吉町2丁目	住吉町1丁目	舟入町2丁目	舟入町1丁目	中曽根町	中曽根町1丁目	城北町3丁目	城北町1丁目	新発田郵便局前	石川小路	まちの駅前	上町	カトリック教会前	生産学習センター前	緑町	カルチャーセンター入口	ボランティアセンター前	新発田病院	新発田営業所		
平日のみ	循環	7:20	7:25	7:28	7:29	7:29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平日のみ	循環	-	8:25	8:26	8:27	8:28	8:29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
毎日	新発田営業所	9:25	9:30	9:31	9:32	9:33	9:34	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
毎日	循環	10:55	11:00	11:01	11:02	11:03	11:04	11:05	11:07	11:08	11:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	新発田営業所	-	12:00	12:01	12:02	12:03	12:04	12:05	12:07	12:08	12:10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	循環	13:30	13:35	13:36	13:37	13:38	13:39	13:41	13:43	13:43	13:45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	循環	-	14:35	14:38	14:37	14:38	14:39	14:41	14:42	14:43	14:45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	新発田営業所	-	16:35	16:38	16:37	16:38	16:39	16:41	16:42	16:43	16:45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	循環(平日) 循環(土・日・祝)	17:05	17:10	17:11	17:12	17:13	17:14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平日のみ	新発田営業所	-	18:10	18:11	18:12	18:13	18:14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「平日のみ」は、月～金曜日運行(祝日、12/31～1/2を除く) ※土、日、曜日、祝日、12/31～1/2のみ、新発田営業所発着

内回り (おやゆびひめ号)

※この表記の便は、コミュニティバスです。
○ 8/15・16 及び 12/23～1/3は運休 ◆ 1/1運休

運行日	行き先	新発田営業所	新発田駅前	中央商店街	中央町	大栄町	大栄町2丁目	御幸町3丁目	御幸町2丁目	住吉町5丁目	住吉町4丁目	住吉町3丁目	住吉町2丁目	住吉町1丁目	舟入町2丁目	舟入町1丁目	中曽根町	中曽根町1丁目	城北町3丁目	城北町1丁目	新発田郵便局前	石川小路	まちの駅前	上町	カトリック教会前	生産学習センター前	緑町	カルチャーセンター入口	ボランティアセンター前	新発田病院	新発田営業所		
平日のみ	循環	7:05	7:10	7:11	7:12	7:13	7:14	7:14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
平日のみ	循環	-	8:05	8:08	8:07	8:08	8:09	8:13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
毎日	新発田営業所	8:55	9:00	9:01	9:02	9:03	9:04	9:05	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	循環	11:25	11:30	11:31	11:32	11:33	11:34	11:38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	新発田営業所	-	12:30	12:31	12:32	12:33	12:34	12:38	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	循環	13:55	14:00	14:01	14:02	14:03	14:04	14:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	新発田営業所	-	16:00	16:01	16:02	16:03	16:04	16:08	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
毎日	循環(平日) 循環(土・日・祝)	17:40	17:45	17:46	17:47	17:48	17:49	17:53	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平日のみ	新発田営業所	-	18:50	18:51	18:52	18:53	18:54	18:58	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「平日のみ」は、月～金曜日運行(祝日、12/31～1/2を除く) ※土、日、曜日、祝日、12/31～1/2のみ、新発田営業所発着

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	26年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	811,096千円	営業外収益	2,378千円	経常収益(イ)	813,474千円
営業費用	945,408千円	営業外費用	313千円	経常費用(ロ)	945,721千円	
営業損益	134,312千円	営業外損益	2,065千円	経常損益	132,247千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,663,876.0 km			経常収支率	86.01%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	777,016千円	営業外収益	1,972千円	経常収益(イ)	778,988千円
営業費用	931,214千円	営業外費用	257千円	経常費用(ロ)	931,471千円	
営業損益	154,198千円	営業外損益	1,715千円	経常損益	152,483千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	3,621,804.2 km			経常収支率	83.62%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	798,382千円	営業外収益	1,244千円	経常収益(イ)	799,626千円
営業費用	909,410千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	909,410千円	
営業損益	111,028千円	営業外損益	1,244千円	経常損益	109,784千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,647,906.7 km			経常収支率	87.92%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1) \div 2 = \text{d}$
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2)) = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれが少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
羽越(一般乗合)	262円.68銭	316円.18銭	262円.68銭	222円.02銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回 数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分のキロ程	補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ ラ	
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	(チ - (リ + ヌ)) \div チ = ル				
羽越(一 般乗合)	1	あやめバス (大栄町2丁目 経由)	新発 田駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	365日	2,011.5回	往 15.9km 復 15.7km	(平均) 15.8km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	往 0.0km 復 0.0km	(平均) 0.0km	100%	63,153.1km
羽越(一 般乗合)	2	あやめバス (豊浦病院前 経由)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	365日	1,099回	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	35,673.4km
合計		系統						往 32.2km 復 31.8km	32.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		98,826.5km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノ)の額	補助対象 系統の経 常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はノのうちい ずれが少ないほうの額)
		ヘ \times ラ以下の額:フ	ト	ト \times ラ以上の 額:カ	ワ - カ = ヨ	ヨ \times ル = ソ	ツ	ツ \times 1/2 = ネ	ナ	ラ
羽越(一 般乗合)	1	16,589,056円	74円.97銭	4,734,587円	11,854,469円	11,854,469円	11,854千円	5,927.0千円		
羽越(一 般乗合)	2	9,370,688円	74円.97銭	2,674,434円	6,696,254円	6,696,254円	6,696千円	3,348千円		
合計		25,959,744円		7,409,021円	18,550,723円	18,550,723円	18,550千円	9,275千円	19,839千円	9,275千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合												
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要				
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合					
羽越(一般乗合)	1	11,566,491 円														
羽越(一般乗合)	2	6,533,584 円														
合計		18,100,075 円	8,825,075 円							8,825,075 円	100 %					新発田市地域公共交通活性化協議会

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{\div 2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名		25年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	0 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	0 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	#DIV/0! %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
	1				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	3				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	4				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
合計	系統						0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額		補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ						
0	1	円		円	円			千円	0 千円
	2	円		円	円				
0	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ・ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ・ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
0	1	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
0	3	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/
	4	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/
合計		0 円	0 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(%)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	27年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	811,096千円	営業外収益	2,378千円	経常収益(イ)	813,474千円
営業費用	945,408千円	営業外費用	313千円	経常費用(ロ)	945,721千円	
営業損益	134,312千円	営業外損益	2,065千円	経常損益	132,247千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,663,876.0 km			経常収支率	86.01%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	777,016千円	営業外収益	1,972千円	経常収益(イ)	778,988千円
営業費用	931,214千円	営業外費用	257千円	経常費用(ロ)	931,471千円	
営業損益	154,198千円	営業外損益	1,715千円	経常損益	152,483千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	3,621,804.2 km			経常収支率	83.62%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	798,382千円	営業外収益	1,244千円	経常収益(イ)	799,626千円
営業費用	909,410千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	909,410千円	
営業損益	111,028千円	営業外損益	1,244千円	経常損益	109,784千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,647,906.7 km			経常収支率	87.92%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{ア}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square \div \text{ハ} = \text{イ}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{エ}$	平均増減率 $((\text{イ} \div \text{ア}) - 1) + ((\text{エ} \div \text{イ}) - 1) \div 2 = \text{ウ}$
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{ア} \times (1 + (\text{ウ} \div 2)) = \text{イ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
羽越(一般乗合)	262円.68銭	316円.18銭	262円.68銭	222円.02銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗 入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ				
羽越(一 般乗合)	1	あやめバス (大栄町2丁 目経由)	新発 田駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	365 日	2,008.5 回	往 15.9km (平均) 復 15.7km	15.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	63,064.9km
羽越(一 般乗合)	2	あやめバス (豊浦病院前 経由)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	365 日	1,096 回	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	35,581.6km
合計		系統						往 32.2km 復 31.8km	32.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		98,646.5km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノ)の額	補助対象 系統の経 常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はアのうちの れが少ないほうの額)
		ヘ×ア以下の額:ワ	ト	ト×ア以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
羽越(一 般乗合)	1	16,565,887 円	74円.97銭	4,727,975 円	11,837,912 円	11,837,912 円	11,837千円	5,918.5千円		
羽越(一 般乗合)	2	9,346,574 円	74円.97銭	2,667,552 円	6,679,022 円	6,679,022 円	6,679千円	3,339.5千円		
合計		25,912,461 円		7,395,527 円	18,516,934 円	18,516,934 円	18,516千円	9,258.0千円	19,839千円	9,258千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
羽越(一般乗合)	1	11,550,336 円													
羽越(一般乗合)	2	6,516,770 円													
合計		18,067,106 円	8,809,106 円							8,809,106 円	100 %				新発田市地域公共交通活性化協議会

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1)}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名		25年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	0 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	0 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	#DIV/0! %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リ	ヌ	ル	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
	1				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	3				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	4				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
合計	系統						0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額		補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ						
0	1	円		円	円			千円	0 千円
	2	円		円	円				
0	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ・ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ・ム=ノ	ノの負担者とその負担割合									
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
0	1	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	2	円											
0	3	円											
	4	円											
合計		0 円	0 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(乗合バス型運行)用)

事業者名	新潟交通観光バス株式会社	28年度
------	--------------	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間)の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	811,096千円	営業外収益	2,378千円	経常収益(イ)	813,474千円
営業費用	945,408千円	営業外費用	313千円	経常費用(ロ)	945,721千円	
営業損益	134,312千円	営業外損益	2,065千円	経常損益	132,247千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,663,876.0 km			経常収支率	86.01%	

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	777,016千円	営業外収益	1,972千円	経常収益(イ)	778,988千円
営業費用	931,214千円	営業外費用	257千円	経常費用(ロ)	931,471千円	
営業損益	154,198千円	営業外損益	1,715千円	経常損益	152,483千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ)	3,621,804.2 km			経常収支率	83.62%	

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	798,382千円	営業外収益	1,244千円	経常収益(イ)	799,626千円
営業費用	909,410千円	営業外費用	0千円	経常費用(ロ)	909,410千円	
営業損益	111,028千円	営業外損益	1,244千円	経常損益	109,784千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	3,647,906.7 km			経常収支率	87.92%	

(補助対象事業者の「基準期間」を最終年度とする連続した過去3年間における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\square \div \text{ハ} = \text{ア}$	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\square \div \text{ハ} = \text{イ}$	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) $\square \div \text{ハ} = \text{ロ}$	平均増減率 $((\text{イ} \div \text{ア}) - 1) + ((\text{ロ} \div \text{ア}) - 1) \div 2 = \text{エ}$
羽越(一般乗合)	249円.29銭	257円.18銭	258円.12銭	1.76%
	円 銭	円 銭	円 銭	%

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 $\text{ア} \times (1 + (\text{エ} \div 2)) = \text{イ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
羽越(一般乗合)	262円.68銭	316円.18銭	262円.68銭	222円.02銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数	系統キロ程		補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロッ ク市区町村外乗 入部分のキロ程		補助ブロック外乗り入れ部分 及び同一補助ブロック市区町 村外乗り入れ部分以外のキ ロ程の比率	計画実車走行キロ
			起点	主な 経由地	終点			チ	リ	ヌ	ヌ				
羽越(一 般乗合)	1	あやめバス (大栄町2丁 目経由)	新発 田駅	大栄町2 丁目	新発田 営業所	365 日	2,016 回	往 15.9km (平均) 復 15.7km	15.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	63,296.4km
羽越(一 般乗合)	2	あやめバス (豊浦病院前 経由)	新発 田駅	農業高 校前	新発田 営業所	365 日	1,101 回	往 16.3km 復 16.1km	16.2km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	100%	35,740.2km
合計		系統						往 32.2km 復 31.8km	32.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		99,036.6km

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益 (ノ)の額	補助対象 系統の経 常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	ヨのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック市区町 村外乗入部分以 外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はアのうちの れが少ないほうの額)
		ヘ×ア以下の額:ワ	ト	ト×ア以上の 額:カ	ワ-カ=ヨ	ヨ×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	ナ	ラ
羽越(一 般乗合)	1	16,626,698 円	74円.97銭	4,745,331 円	11,881,367 円	11,881,367 円	11,881 千円	5,940.5 千円		
羽越(一 般乗合)	2	9,388,235 円	74円.97銭	2,679,442 円	6,708,793 円	6,708,793 円	6,708 千円	3,354.0 千円		
合計		26,014,933 円		7,424,773 円	18,590,160 円	18,590,160 円	18,589 千円	9,294.0 千円	19,839 千円	9,294 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ラ-カ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
羽越(一般乗合)	1	11,592,735 円													
羽越(一般乗合)	2	6,545,818 円													
合計		18,138,553 円	8,844,553 円					8,844,553 円	100 %						新発田市地域公共交通活性化協議会

(補助対象系統のキロ当たり経常収益の算定表)

補助ブロック名	申請番号	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前々年度) e	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間の前年度) f	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 (基準期間) g	平均増減率 $\frac{(((f \div e) - 1) + ((g \div f) - 1))}{2} = h$	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益 $g \times (1 + (h \div 2))^2 = j$
羽越(一般乗合)	1	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭
羽越(一般乗合)	2	74円.51銭	75円.51銭	74円.82銭	0.21 %	74円.97銭

「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めると。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」の欄は、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の増減率を平均増減率として「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」を算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益(ノ)」として記載すること。
- 「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通ネットワーク計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)

事業者名		25年度
------	--	------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度の損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	0 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	0 千円
補助対象期間の前々年度の保有車両数(ハ)	台	補助対象期間の前々年度の1台あたりサービス提供時間(ニ)	時間	経常収支率	#DIV/0! %	

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
	#DIV/0!		#DIV/0!	#DIV/0!
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
	1				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	2				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	3				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
	4				日	回	時間	時間	時間	0 時間	
合計	系統						0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額		補助対象経常費用から経常収益を控除した額	タのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はウのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ						
0	1	円		円	円			千円	0 千円
	2	円		円	円				
0	3	円		円	円				
	4	円		円	円				
合計		0 円	0 円	0 円	0 円	0 千円	0 千円		

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ・ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ・ム=ノ	ノの負担者とその負担割合											
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要			
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
0	1	円	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	2	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
0	3	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/
	4	円		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		/
合計		0 円	0 円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%		

(1) 記載要領

- 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にあつては別表2)の名称を記載すること。
- 乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(%)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 「補助対象期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

(2) 添付書類

- 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	新発田市
------	------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	52,961
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

(1) 記載要領

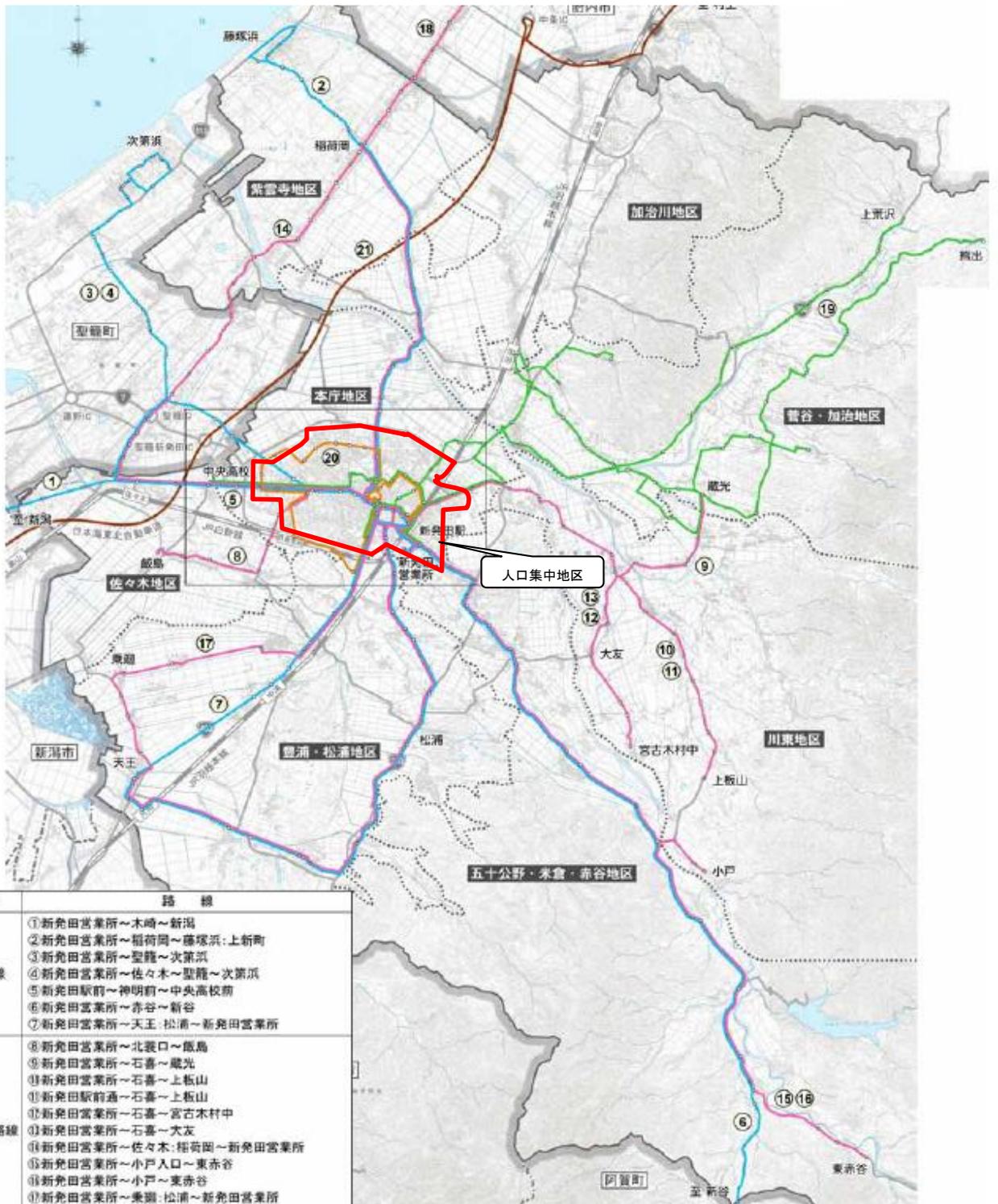
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口**及び実施要領(2.(1))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)**を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が**上記3.**に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。
また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

新発田市バス路線図

人口集中地区以外の地区



区分	路線	
営業路線	①新発田営業所～木崎～新潟	
	②新発田営業所～稲荷岡～藤塚浜:上新町	
	③新発田営業所～聖蹟～次第浜	
	④新発田営業所～佐々木～聖蹟～次第浜	
	⑤新発田駅前～神明前～中央高校前	
	⑥新発田営業所～赤谷～新谷	
	⑦新発田営業所～天王:松浦～新発田営業所	
廃止代替路線	⑧新発田営業所～北渡口～飯島	
	⑨新発田営業所～石巻～蔵光	
	⑩新発田営業所～石巻～上板山	
	⑪新発田駅前通～石巻～上板山	
	⑫新発田営業所～石巻～宮古木村中	
	⑬新発田営業所～石巻～大友	
	⑭新発田営業所～佐々木:稲荷岡～新発田営業所	
	⑮新発田営業所～小戸人口～東赤谷	
	⑯新発田営業所～小戸～東赤谷	
	⑰新発田営業所～東郷:松浦～新発田営業所	
	⑱新発田営業所～築地～中桑営業所	
	コミュニティバス	⑲上荒沢:熊出～加治:黒岩～新発田駅:市街地
	市街地循環バス	⑳新発田駅～西新発田駅～新栄町～まちの駅～新発田駅
	高速バス	㉑村上～新潟

図バス路線網図